

尾張旭市監査公表第10号

平成29年2月2日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

消防本部消防署

監査の指摘事項	措置状況
<p>消防用備品の物品売買契約書の所在地が正しく記載されていない。これは、契約を行う際、あらかじめ請負者の名称等を記入していることに起因するもので、既に契約事務に関する説明会の資料等及び会計管理者通知により注意喚起されていることではあるが、契約書の誤りを防ぐために請負者に記入・押印してもらうことを原則とし、市側で記入する場合は、契約締結前に必ず記載内容に誤りがないかを請負者に確認されたい。</p>	<p>指摘事項については、備品購入時の原則を順守するとともに、契約事務に関する説明会の資料及び会計管理者の通知文を基に消防職員に周知徹底しました。</p>